

#### 4 土地区画整理事業, 市街地再開発事業, 道路, 公園, 駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

##### [1] 市街地の整備改善の必要性

###### (1) 現状分析

本市の中心市街地は、三方を山に囲まれた地形となっており、可住面積が狭い中で、奄美群島の中心都市として発展してきたことから、建物が密集し、道路幅員も狭い上、自動車交通量も多い市街地となっている。そのため、防災上の観点からも広幅員の道路が必要となるとともに、安全で安心して回遊できる歩行者空間の確保が必要となっている。

また、奄美大島には年間約 42 万人（平成 27 年）の観光客やビジネス客が訪れているが、中心市街地においては、「奄美らしさが感じられない」とった評価を受けており、今後増加が見込まれる観光客を中心市街地へ誘客する市街地の整備が求められている。

###### (2) 事業の必要性

本市においては、こうした状況を改善するため、末広・港土地区画整理事業や都市再生整備計画事業により、防災性の向上や広幅員の歩行者空間の確保、ユニバーサルデザインに配慮した、歩行空間のバリアフリー化を進めているところである。

また、市街地における防災機能の強化等と併せて、商業施設の再編を図り、にぎわいに満ちた中心市街地の形成を推進するとともに、中心市街地における住環境の向上、安心安全な歩行空間の創出、街なかにおける緑の創出、駐車場の利便性向上に向けた取り組みや市街地の整備改善を通じて、中心市街地における来る人（地域住民）・訪れる人（観光客、ビジネス客等）目線での良好な生活空間の創出を実現する必要がある。

###### (3) フォローアップの考え方

事業の進捗状況は毎年度確認し、事業進捗及び目標の達成状況に応じて事業促進等の改善措置を講ずる。また、基本計画の計画満了時には、実施した事業の検証・評価を行い、引き続き中心市街地活性化の効果的な推進を図るものとする。

##### [2] 具体的事業の内容

###### (1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当事業なし

(2) ①認定と連携した措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名： 道路修景整備事業</p> <p>内容： 歩行者優先の道路修景整備を行う。</p> <p>位置： ①市道中央 28 号線 ②市道中央 50 号線 ③市道金久 25 号線 ④市道井根 12 号線 ⑤末広港線 ⑥市道中央 46 号線 ⑦市道金久 26 号線</p> <p>実施時期： 平成 30～32 年度</p>	奄美市	<p>中心市街地内の市道7路線において、高齢者・障害者をはじめ、誰もが安全・快適に歩ける道路環境を形成するためのバリアフリー化や、魅力ある商業空間を形成するための奄美らしさを演出する歩道の整備や植栽など、地域の自然や素材を活用した歩行者優先の修景整備を図る事業である。</p> <p>安全で快適な歩行者空間を確保することで、中心市街地における回遊性の向上が図られることから、中心市街地活性化のために必要な事業である。</p>	<p>支援措置の内容： 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（名瀬中心市街地地区（第3期）））</p> <p>実施時期 平成 30 年度～ 平成 32 年度</p>	
<p>事業名： いね公園整備事業</p> <p>内容： 既存の公園内に遊具、休憩施設等の整備を行う。</p> <p>位置： いね公園</p> <p>実施期間： 平成 30～31 年度</p>	奄美市	<p>中心市街地内のいね公園において、遊具、休憩施設、トイレ等を整備し、街なかでの憩いの空間を創出する事業である。</p> <p>街なかにおける憩いの空間を創出することにより、買い物客等の滞在時間の向上が図られることから、中心市街地活性化のために必要な事業である。</p>	<p>支援措置の内容： 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（名瀬中心市街地地区（第3期）））</p> <p>実施時期 平成 30 年度～ 平成 32 年度</p>	

(2) ②認定と連携した措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名： 末広・港土地区画整理事業</p> <p>内容： 区域内 3.2ha で土地区画整理事業を行う。</p> <p>位置： 末広町、港町内 3.2ha</p> <p>実施期間： 平成 18～30 年度</p>	奄美市	<p>本事業は、末広・港線整備による市街地への良好なアクセスや防災機能の強化を図るとともに、商業施設の再編を進めることで、多様な機能が集積するにぎわいに満ちた中心市街地の形成を図るための事業である。</p> <p>本事業を実施することで、中心市街地へのアクセス改善、安全で安心した歩行者空間の確保を図るとともに、商業店舗の集約・更新による魅力的な中心市街地の形成が図られることから、中心市街地活性化に必要な事業である。</p>	<p>支援措置の内容： 社会資本整備総合交付金（道路事業（区画））</p> <p>実施時期： 平成 29 年度</p>	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当事業なし

#### (4)国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名： 市本庁舎整備事業</p> <p>内容： 老朽化した市本庁舎の建て替えを行う。 RC造9階建て 延床面積：12,434 m<sup>2</sup></p> <p>位置： 幸町地内</p> <p>実施期間： 平成 28～30 年度</p>	奄美市	<p>本市の市庁舎は、建設から 50 年近くが経過し、老朽化が著しい上、耐震基準を満たしておらず、防災上の観点からも建て替えが必要な状況となっている。また、行政機能が分散(第 2 別館, 第 3 別館, 水道庁舎, 下水道庁舎)しており、市民の利便性が低いことから、行政機能を集約した新庁舎の整備を行う。</p> <p>本事業によりワンストップサービスの提供による市民の利便性向上が図られるとともに、庁舎内に「市民のゆらい処(交流空間)」を整備することで、交流促進も図られるなど、中心市街地活性化に必要な事業である。</p>	<p>支援措置の内容： 該当なし</p>	
<p>事業名： 駐車場整備事業</p> <p>内容： 本庁舎跡地へ、来庁者用の駐車場整備を行う。</p> <p>位置： 幸町地内</p> <p>実施期間： 平成 31 年度</p>	奄美市	<p>市本庁舎の建替えに合わせて、現庁舎跡地に来庁者用駐車場(60 台)の整備を行う。</p> <p>既存庁舎の駐車場(40 台)よりも 1.5 倍の台数を確保することで、来庁者の利便性向上が図られるとともに、庁舎利用に合わせた周辺での買い物など回遊性の創出が図られることから、中心市街地活性化に必要な事業である。</p>	<p>支援措置の内容： 該当なし</p>	
<p>事業名： 市民広場整備事業</p> <p>内容： 市民の憩いの場とイベント開催が可能な市民広場の整備を行う。</p> <p>位置： 幸町地内</p> <p>実施期間： 平成 31 年度</p>	奄美市	<p>市本庁舎の建て替えに合わせて、現庁舎跡地に市民が集える交流空間となる広場の整備を行う。</p> <p>末広・港公園や近隣商店街と連携したイベントを開催するなど、集客力及び回遊性の向上が図られることから、中心市街地活性化に必要な事業である。</p>	<p>支援措置の内容： 該当なし</p>	
<p>事業名： 市単独道路修景整備事業</p> <p>内容： 歩行者優先の道路修景整備を行う。</p> <p>位置： ①市道中央 24 号線 ②市道中央 57 号線 ③市道中央 10 号線</p> <p>実施時期： 平成 33 年度</p>	奄美市	<p>中心市街地内の市道 3 路線において、高齢者・障害者をはじめ、誰もが安全・快適に歩ける道路環境を形成するためのバリアフリー化や、魅力ある商業空間を形成するための奄美らしさを演出する歩道の整備や植栽など、地域の自然や素材を活用した歩行者優先の修景整備を図る事業である。</p> <p>安全で快適な歩行者空間を確保することで、中心市街地における回遊性の向上が図られることから、中心市街地活性化のために必要な事業である。</p>	<p>支援措置の内容： 該当なし</p>	
<p>事業名： 都市公園整備事業</p> <p>内容： 区画整理事業区域内に都市公園の整備を行う。</p> <p>位置： 末広・港公園(新設)</p> <p>実施期間： 平成 32～33 年度</p>	奄美市	<p>末広・港土地区画整理事業に合わせて集客性の高いイベント開催の実施場所及び中心市街地内の交流空間となる都市公園の整備を行う。</p> <p>中心市街地内でイベント等を開催できる空間を確保することで、賑わいの創出及び交流の促進が図られることから、中心市街地活性化に必要な事業である。</p>	<p>支援措置の内容： 該当なし</p>	